

公益財団法人心臓血管研究所における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

制定 平成 28 年 2 月 22 日
改正 平成 29 年 3 月 1 日

公的研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、公的研究費を用いた研究は、社会の信頼と負託によって支えられています。その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費の管理については施設の責任において適正に行わなければなりません。

研究所は、公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

(注) 公的研究費とは、「科学研究費助成事業による学術研究助成基金助成金 / 科学研究費補助金」等、各省庁が所管する法人等から配分される競争的資金を財源として研究所で扱う経費をいう。